

令和2年3月25日

お客様各位

株式会社エスティサポート
江東区亀戸 6-41-12 TNX 亀戸ビル 6f
電話 03-5626-5841
e-mail kojima@st-support.co.jp

新型コロナウイルス感染症の保険対応について

① ご本人様が感染した場合

- ・生命保険（死亡・入院等）は疾病・事故を問わず補償されますので「対象」となります。
- ・疾病を補償する損保商品（所得補償等）は「対象」です。
- ・傷害保険は「対象外」です。
- ・労働災害総合保険・業務災害補償保険は業務上罹患したことが判明した場合（労災認定された場合）は「対象」となる場合があります（詳細確認中です）。

なお、一部の傷害保険には「特定感染症特約」が付帯できますが、新型コロナウイルスは感染症予防法における一類感染症、二類感染症、三類感染症には該当しないため、保険金のお支払い対象になりません。
※かつて流行した SARS・MERS は現在は二類感染症に指定されており「特定感染症特約」により補償されます。

② 会社が休業せざるを得ない場合

従業員の感染等により、業務を停止した場合でも休業補償保険では「対象外」です。
休業補償保険は火災や自然災害などによる休業時のみお支払いとなります。

③ 会社の所有物を廃棄・処分した場合など

従業員の感染等のため保健所の指示により社内の消毒、あるいは商品等の廃棄を指示された場合でも「公権力の行使」に該当し、財産の保険では「対象外」です。

④ イベントなどの中止を補償する保険

イベントなどが中止となった損害を補償する「興行中止保険」がありますが、
ウィルス感染を予防する目的で中止する場合は「対象外」となります。

⑤ 取引信用保険など

新型コロナ感染症により取引先の経営が悪化し、債権の回収が困難になった場合でも
回収不能が発生すれば「対象」となります。

☆以上のように、現時点ではほとんどの損害保険で「対象外」となります。
対応した保険が開発された場合にはご案内いたします。

詳細は東京海上日動HPでもご確認いただけます。

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/200302_01.html